

新潟県保険医会 FAXニュース

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

◎4月1日付「新潟県保険医会 FAXニュース」でお知らせしました厚労省疑義解釈（2022年3月31日付事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その1））について、当会でまとめた補足・解説資料を送付いたします。

《電子的保健医療情報活用加算》

問1. 電子的保健医療情報活用加算（初電）の「診療情報等の取得が困難な場合」について
⇒オンライン資格確認等システムの運用を開始していて、診療情報等を取得し診療が出来る体制に対する評価であるので、個人番号の持参無し、破損により利用不可能、個人番号カードの利用者証明用電子証明証の失効の場合も「診療情報等の取得が困難な場合」に該当
⇒診療情報等の取得が困難な場合に、患者不同意、被保険者証での資格確認の外に追加された
⇒オンライン資格確認等システムの運用がされていれば、初電の3点の加算は可。（再電には、「診療情報等の取得が困難な場合」はない、確認不可や不同意の場合は「再電」は算定不可）

問2. 初電の施設基準の院内掲示について
⇒「マイナ受付」のポスターやステッカーの掲示で可

《感染対策向上加算》（病院対象）

問3. 連携強化加算、サーベイランス強化加算について
⇒医科入院基本料の感染対策向上加算に規定されている要件を満たせば歯科の歯入院でも可

《通信画像情報活用加算（ICT加算）》

問4. 訪衛指時にICTを使つての観察の後、患者が入院した場合について
⇒観察日から6月以内であれば訪問診療時に可。ただし、その旨の摘要欄記載必要

問5. リアルタイムで口腔内の画像を撮影できる装置について
⇒歯科医師がリアルタイムで「ビデオ画像」を観察できるものであれば可

問6. 「2か月以内に訪衛指を算定した患者」について
⇒口腔内を観察した日から2月以内は可

問7. DHの行う居宅療養管理指導費（介護予防）の場合について
⇒訪衛指と同じ扱いで可。ただし、その旨の摘要欄記載必要

《かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算（か強診）》

問8. 訪問口腔リハ、小訪問口腔リハ、SPTでの加算のカルテ、レセプト記載について
⇒行為名称は、「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算」または「か強診」と記載

《口腔細菌定量検査（口菌検）》

問 9. 初再診料の歯科診療特別対応加算（特）との関係について

⇒（特）対象のうちイ（付随運動や強い緊張で体幹不安定）、ロ（開口保持不能、理解不能から治療に非協力）、ニ（日常生活に支障の症状・行動、意思疎通困難で家族の援助が必要）で（特）を算定した場合は可

⇒在宅、又は（特）対象のうち、イ、ロ、ニの状態であれば可、（特）算定患者全てではない（ハの状態、「重症の喘息患者などで頻りに治療中断が必要」が除外）

問 10. 周管Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとの関係について

⇒問 9 と同様の状態の患者へは可

⇒周管を算定している患者の中で（特）対象のうちのイ、ロ、ニの状態の患者のみ

問 11. 認知症患者、要介護状態の患者について

⇒問 9 と同様の状態の患者へは、可

⇒何を算定したかではなく、（特）対象のうちのイ、ロ、ニの状態の患者に限る

問 12. バイオフィルム感染症と診断した場合の歯管、歯在管の算定について

⇒可

《咀嚼能力検査（咀嚼能力）、咬合圧検査（咬合圧）、舌圧検査（舌圧）》

問 13. 「口腔機能発達不全症疑い」での咀嚼能力、咬合圧、舌圧の算定について

⇒不可

⇒令和 2 年度疑義解釈通知（その 1）の問 10 は廃止。「口腔機能発達不全症疑い、口腔機能低下症の疑いでの算定は可」となっていたものを取り消した（口腔機能低下症の疑いでの算定は通知から当然可）

《画像診断》

問 14. 前歯及び小臼歯のうち 3 歯以上の永久歯萌出不全、又は顎変形症の疑いでのパノラマ撮影（電子画像管理加算、診断料、撮影料）について

⇒可

⇒共に保険給付対象疾患になるので、パノラマの算定は可

今回矯正診断料の対象が拡大され、前歯 3 歯以上だったものが前歯、小臼歯のうち 3 歯となった

《歯周安定期治療（SPT）》

問 15. SPTⅡ算定患者で SPT 移行する場合の P 画像、P 検査について

⇒別に算定可

問 16. か強診の施設基準を取り下げた場合の SPT の算定について

⇒直近の実施月の翌月初日から起算して 2 月経過した日以降に算定

《フッ化物歯面塗布処置（F局）》

問 17. 初期の根面う蝕の患者の病名について

⇒「初期の根面う蝕」、又は「根 C」

《広範囲顎骨支持型装置埋入手術（特イ術）》

問 18. 手術適応で複数の欠損部位がある場合、歯槽骨欠損部位や骨移植等で再建された部位以外の部位に対する実施について

⇒可。ただし、1 口腔単位の治療計画に基づき必要な場合に実施

《歯科麻酔管理料（歯麻管）》

問 19. 障害児（者）対象の医療機関で無床の場合について

⇒無床の場合は不可

⇒令和 2 年度疑義解釈通知（その 9）の問 11 は廃止。全麻が前提なので無床診での算定は想定されていなかったのに可としていた。

問 20. 歯麻管の算定期間について

⇒麻酔前後の診察を行い、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に算定できるもので、緊急の場合を除き麻酔日以降に診察を行った日に算定する

⇒令和 2 年度疑義解釈通知（その 9）の問 12 は廃止。「麻酔実施日と同日に算定する」になっていて、間違った通知だった。

《CAD/CAM 冠（歯 CAD 冠）、CAD/CAM インレー（CAD I n）》

問 21. 小臼歯に材料（Ⅲ）を使って歯 CAD 冠、CAD I n を行った場合の算定について

⇒材料料は、（Ⅰ）、又は（Ⅱ）での算定

《病理診断料》

問 22. 口腔内から採取と同時に作製された標本で再検が必要となり、固定保存液に回収した検体から再度標本を作製、診断した場合の液状化検体細胞診加算（医科）について

⇒算定可。ただし、採取と同時に行った場合は不可

《施設基準》

問 23. 歯初診の注 1、病初診の施設基準について

⇒令和 4 年 3 月 3 1 日現在で変更後の施設基準を満たしている場合は、再度の届出は不要。ただし、年 1 回の様式 2 の 7 による報告は必要

問 24. 令和 4 年 3 月 3 1 日以前に、新基準（標準予防、新興感染症）を満たす研修を受けていた場合について

⇒施設基準を満たしているとしてよい

問 25. か強診の施設基準について

⇒令和 4 年 3 月 3 1 日現在で変更後の施設基準を満たしている場合は、再度の届出は不要

問 26. か強診施設基準の S P T（Ⅰ）、（Ⅱ）、重防の実績について

⇒届け出を行う日から過去 1 年間であれば旧点数表の算定実績を含めて可

以上